平成２３年（フ）第３１号
兵庫県豊岡市庄境977番地の１　一本松テラス41号
債務者　園田　秀久
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第４号
徳島県三好郡東みよし町加茂1878番地３
債務者　新名　　緑
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第９０号
北九州市八幡西区東鳴水１丁目８番37号
債務者　金松　　明
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４１３号
北九州市小倉北区赤坂１丁目７番７号
債務者　甲木　健一
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４１４号
北九州市門司区寺内３丁目２番３号
債務者　髙巣　良和
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４３２号
北九州市小倉南区下吉田３丁目12番18号
債務者　松原　憲二
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４３３号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目９番31―408号
債務者　高椋ひとみ
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２２２号
盛岡市三本柳８地割65―５―112号、住民票上の住所秋田県鹿角市花輪字下中島56番地
債務者　戸嶋　知之
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２２４号
岩手県大船渡市末崎町字泊里46番地
債務者　山田万里子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２２７号
盛岡市南大通１丁目10番28―1003号
債務者　小沢　美幸
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２３５号
盛岡市永井20地割65番地10　フローラルプラザ202号
債務者　高原　　寛
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２４１号
岩手県岩手郡雫石町上野野中158番地２
債務者　竹澤　裕美
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３７３号
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地　114棟206号、従前の住所神戸市北区ひよどり台３丁目１番地　104棟304号
債務者　長澤　政満
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７４号
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地　114棟206号、従前の住所神戸市北区ひよどり台３丁目１番地　104棟304号
債務者　長澤喜代美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５６号
神戸市垂水区学が丘６丁目１番34―23号
債務者　高田　陽子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７１号
神戸市兵庫区塚本通５丁目２番11―1106号
債務者　麻植　哲夫
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０４号
神戸市東灘区魚崎南町８丁目２番15号　103号
債務者　三池　郁希（旧名恵三）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部